

大和市条例第2号

大和市建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月27日

大和市長 大 木 哲

大和市条例第2号

大和市建築基準条例の一部を改正する条例

大和市建築基準条例(平成12年大和市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項ただし書中「ただし、」の次に「階数が3で延べ面積が200平方メートル未満の建築物(法第27条第1項第1号に規定する警報設備を設けたものに限る。)又は」を加える。

第21条第2号中「第112条第14項第2号」を「第112条第13項第2号」に改める。

第34条第4項中「建築物」の次に「(階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものを除く。)」を加える。

別表中第56号を第62号とし、第55号を第61号とし、第54号を第58号とし、同号の次に次の2号を加える。

59	法第87条の3第5項の規定による許可申請手数料	120,000円
60	法第87条の3第6項の規定による許可申請手数料	160,000円

別表中第53号を第57号とし、第52号を第54号とし、同号の次に次の2号を加える。

55	法第87条の2第1項の規定による2以上の工事の全体計画の認定申請手数料	120,000円
56	法第87条の2第2項の規定による2以上の工事の全体計画の変更認定申請手数料	120,000円

別表中第51号を第53号とし、第22号から第50号までを2号ずつ繰り下げ、同表第21号中「又は第5項第3号」を「、第5項又は第6項第3号」に改め、同号を同表第23号とし、同表中第20号を第22号とし、第19号を第21号とし、第18号の次に次の2号を加える。

19	法第48条第16項第1号の規定による許可申請手数料	180,000円
----	---------------------------	----------

20	法第48条第16項第2号の規定による許可申請手数料	180,000円
----	---------------------------	----------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。